

平成15年11月13日
財団法人 財務会計基準機構

財団法人 財務会計基準機構の財政基盤強化活動について

1. 財団法人 財務会計基準機構の設立及び財政基盤

近年の情報通信技術・金融技術等の著しい発展及び金融、証券取引における国際化の進展により、わが国企業の事業活動は複雑・高度化し、国内外の経済活動も密接に関連するようになってきています。これらの急速な変化に的確に対応し、経済の重要なインフラである企業会計基準の策定を行うことに加え、国際会計基準審議会（以下IASB）を中心とした国際的会計基準の開発に貢献しつつ、わが国意見を発信し主体的に議論をリードできる体制を整えることが強く求められ、平成13年7月26日に、民間・独立の機構として「財団法人 財務会計基準機構」（以下財団）が設立され、その中に「企業会計基準委員会」が設置されました。

当財団設立後2年余が過ぎましたが、この間皆様のご参加・ご支援をいただき、企業会計基準委員会は精力的に活動を展開し、わが国の企業会計基準設定主体として、企業会計基準等19件の開発に加え、論点整理などを公表しており、わが国企業会計基準は国際的に遜色のない水準にすでに達しています。また、IASB等の動向にも迅速に対応し、わが国意見をすでに10件以上発信しており、世界的にも大いに評価されています。また、独立性・透明性の高い審議を通じて、一般の方々の関心も高まっており、民間・独立の機構によって企業会計基準の開発を推進することが必要かつ重要であるという認識も広がりつつあり、企業会計基準委員会への期待は大きくなっています。

2. 財政基盤強化活動

一方、当財団の財政の柱となる会員には、10月末現在、法人として1623社、個人として235名にご加入いただいておりますが、上場会社でみるとまだ36%にとどまっており、今後の活動を支えていく財政基盤としては不十分であると考えています。

そこで、当財団では別途設置した（ ）「特別検討チーム」を中心に支援団体とも協議して、以下の通り目標を立て、対策等を明確にし、従来の活動に加えて、新たな財政基盤強化活動を推進することにしました。

（財）財務会計基準機構が8月21日に公表した「財政の安定化に向けた対応策の策定及び推進体制の確立について」の中で、具体的な財政基盤安定化策の策定及び推進を行うために設置したチーム。

- 1. 会員加入の目標

企業会計基準は資本市場に共通するインフラであり、市場に直接・間接に係わりのあるすべての受益者（例えば証取法適用会社、商法監査適用会社、監査人及びユーザーとしての金融機関、アナリスト等）に財団の会員に加入していただけることを、最終的な目標とします。とりわけ資本市場の中核となる上場企業については、率先して財団を支えることが要求される事情にあることをご理解ご確認いただき、できる限り早期（3年を目途）に全社ご加入いただけることを目標とします。

- 2. 具体的な活動

(1) 会員マークの新たな制定及び利用の促進。

加入・未加入の別が分かるように、「会員マーク」（別添）を新たに制定し、当財団会員企業が公表する資料（決算短信、説明会資料等）他に利用していただく活動を推進します。これにより、当財団会員として開示に対する積極的な姿勢を一般に評価していただくとともに、未加入の企業にはあらためて加入を検討していただく契機となってほしいと考えています。

なお、決算短信については東京証券取引所及び大阪証券取引所にシステム対応の検討をお願いしていますが、使用は平成16年3月期決算発表からを予定しています。

(2) 支援団体と連携したトップ及びボトムの両サイドからのきめ細かい会員勧誘活動の推進及び、受益者すべてが支援していく必要があるという社会的な意識の醸成。とりわけ、資本市場からの資金調達者である上場企業にあっては、その前提となる会計基準の開発コストを応分に負担する必要があることの理解浸透に注力。

経営環境が急激に変化している中、迅速にわが国の企業・取引実態を捉え、市場参加者の声を反映した企業会計基準を開発し、また、国際的にわが国企業実態を踏まえた意見を発信していくためには、当財団を中心とした民間・独立の開発体制を維持・発展させていくことが必要であるということに加え、とりわけ上場企業においては、率先して当財団に加入し、会計基準の開発コストを応分に負担することが必要であることを、より多くの方々にご理解いただく活動を展開します。

経営トップ層への働きかけ

(ア) 各支援団体は、各会合・打合せでの説明・協力要請、関連意見表明等あらゆる機会を通じ、当財団の必要性を経営トップ層へ訴え、加入要請を行います。

(イ) 当財団も、活動報告講演会、各団体の会合での説明等を積極的に行い、ご理解ご支援を一層求めていきます。

個々の企業等への働きかけ

(ア) 各支援団体は、支援団体会員企業に対し加入要請を強く行うなど、全会員企業の加入を目指します。

(イ) 上場企業に対して、

- ・証券取引所、証券業協会、日本経団連、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会等の支援団体は、様々な機会をとらえ、加入要請・広報を行うとともに、当財団の直接訪問をサポートします。
- ・日本公認会計士協会は、監査人を通じ加入要請を行います。
- ・当財団は従来の直接訪問の強化に加え、各支援団体と連携し、未加入の個別企業毎にアプローチ方法を協議し、関連企業への推薦などきめ細かい勧誘活動を推進します。

(ウ) 上場企業以外に対して、

- ・商法監査適用会社については、当面一定規模以上の会社に的を絞って、当財団及び日本公認会計士協会から加入要請等を行っていきます。
- ・日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会は、監査人、アナリストに対して、積極的に当財団の広報を行います。

広報活動の強化

- ・当財団として、セミナー、調査・研究等の刊行物など、会員特典のさらなる充実をはかります。また、活動報告講演会等を通じて広く財団・企業会計基準委員会の活動をPRし理解を求めていきます。

(3) その他の活動

- ・企業会計基準委員会の活動をさらに活発化させ、より高品質・より高信頼性の会計基準等を開発する体制の整備・充実になお一層努力します。
- ・セミナー、講演会、調査・研究等刊行物のさらなる充実などにより、会費以外の一般事業収入の拡充に努めます。また、従来に引き続き、支出の効率化にも努めます。

- 3. トレース体制

「特別検討チーム」において、年度毎に活動結果を集計・評価し、次年度及び中長期の具体的目標値、対策等の見直しを行いながら推進していきます。なお、年度内においても、当面3ヵ月に一度程度トレースを行い、きめ細かい進捗管理を行っていきます。

以 上

会員マークの制定について

平成15年11月13日
財団法人 財務会計基準機構



(注) 本会員マークは、当財団の会員であればどこにでも使用可能ですが、当財団の会員であることのみを証するものであり、他の目的には使用できません。